

足立区都市計画審議会公募による区民委員の公募及び選考に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第35条第1項第4号に定める足立区都市計画審議会の公募による区民委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 公募委員の募集は、公募要項を作成し、区広報紙及び区公式ホームページ、SNSへの掲載等により周知する。

2 募集の期間は、周知開始日から1箇月程度とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 区内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 応募締切日時点での年齢が満18歳以上の者
- (3) 任期满了まで継続して足立区都市計画審議会に出席できる者
- (4) 直近において連続して3期以上公募委員として在任していない者

(応募方法)

第4条 公募委員の応募に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出又は足立区オンライン申請システムを利用して応募をすることとする。

- (1) 区内に在住する者にあつては住所、氏名、年齢、職業及び連絡先を、区内に在勤又は在学する者にあつては勤務先又は学校名、所在地、住所、氏名、年齢、職業及び連絡先
- (2) 都市計画やまちづくり等に関する地域活動での履歴や職歴
- (3) 取得している免許・資格
- (4) 応募の動機、抱負等の応募理由

2 公募委員を応募する者（以下「応募者」という。）は、前項に掲げる書類を応募締切日の午後5時までに都市建設課の窓口を持参又は郵送もしくは足立区オンライン申請システムを利用して提出したものが到達したものに限りとする。

3 前2項の規定により提出された書類は、返却しないものとする。

(応募の無効)

第5条 次の各号に掲げる応募は、無効とする。

- (1) 要綱第3条に規定する公募委員の要件に適合しない者の応募
- (2) 第4条に定める申込み方法以外の方法による申込み
- (3) 第4条1項に定める事項の記載がないもの
- (4) 第4条2項に定める期間内に行われなかった申込み
- (5) その他、必要に応じて都市建設部長が決定したもの

(選考会の設置)

第6条 公募委員の選考を適正に行うため、足立区都市計画審議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

2 選考会の会長は、都市建設部長とする。

3 会長は、条例第33条に規定する足立区都市計画審議会の委員（条例第35条第1項第1号の学識経験者である者に限る。以下「学識経験者である選考委員」という。）から2名以内を、足立区都市計画審議会専門委員（専門委員が区職員である場合に限る。）及び幹事の属する部のうちから3名以内を、それぞれ指名する。

4 前項の規定により選考会の委員として指名された学識経験者である選考委員については、別途、足立区審議会公募委員等選考面接員設置要綱（26足政政発第947号 平成27年2月25日 区長決定）による面接員として任用する手続を行う。

5 第3項に指名された委員は、公募委員の面接その他選考に関することとする。

（選考会の招集）

第7条 選考会は、会長が招集する。

（報酬）

第7条の2 学識経験者である選考委員が選考会に出席した場合は、足立区審議会公募委員等選考面接員設置要綱に基づき報酬を支払うものとする。

（選考方法）

第8条 公募委員は、応募者のうちから足立区都市計画審議会の所掌事項に関して優れた見識を有する者を、応募時に提出された第4条第1項第1号から第4号までを記載した書類及び面接により選考する。

2 第一次選考は、書類選考によるものとし、第一次選考合格者に第二次選考として面接を行う。

3 第一次選考、第二次選考ごとに選考会を開催し、合格者を決定する。

4 第二次選考は、第一次選考合格者に対して日時と場所を通知して行う。

（採点方法）

第9条 第一次選考は、別表第1に定める第一次選考採点基準に基づき、それぞれの採点項目ごとに5点満点で評価を行い、各選考会委員の評価合計の平均点が15点以上、かつ、採点項目の各評点に1点のものがない者のうち上位7人以内を第一次選考合格者とする。

2 第二次選考は、別表第2に定める第二次選考採点基準に基づき、それぞれの採点項目ごとに5点満点で評価を行い、各選考会委員の第一次選考及び第二次選考の評価合計の平均点が30点以上、かつ、第二次選考採点項目の各評点に2点以下のものがない者の中から、上位3人以内を公募委員に決定する。

3 応募者が募集人数に満たなかった場合又は選考会の結果、前項に定める基準を満たす者が定数に満たなかった場合は、欠員とする。

（結果の通知）

第10条 各応募者の選考結果は、本人宛に速やかに通知する。

付 則（20足都都発第208号 平成20年5月21日 都市整備部長決定）

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

付 則（21足都都第1673号 平成22年3月25日 都市整備部長決定）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（23足都都第1259号 平成23年11月11日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付 則（24足都都第519号 平成24年6月8日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

付 則（24足都都第1942号 平成25年1月17日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

付 則（25足都都第2207号 平成25年12月20日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足都都第273号 平成27年4月24日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（30足都都第1959号 平成30年4月11日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

付 則（2足都都第555号 令和2年6月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

付 則（6足都都第673号 令和6年5月13日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

付 則（6足都都第843号 令和6年5月24日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和6年5月24日から施行する

付 則（8足都都第883号 令和8年5月25日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

別表第1（第9条関係） 第一次選考採点基準

NO	採点項目	内 容
1	活動実績	・都市計画やまちづくり等に関する地域活動での実績があるか。
2	専門的知識	・都市計画やまちづくり等に関する資格・学位等を有しているか、または、在学し専攻しているか。
3	現状認識	・足立区の都市計画にかかわる現状を的確に認識しているか。 ・足立区の都市計画の課題につながる問題意識があるか。
4	創造力	・良好な都市計画につながる考えが示されているか。 ・その考えは、区全体又は地区の都市計画に関して、有効なものか。
5	積極性	・応募の動機・抱負は、評価できるものか。 ・都市計画に関して、参加の意欲や熱意が感じられるか。

別表第2（第9条関係） 第二次選考採点基準

NO	項 目	内 容
1	判断力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問に対する応答は的確か。 ・ 一般常識的な見識を備えているか。
2	知 識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画に関する一般的知識が認められるか。 ・ 良好な都市計画のための方策や制度などの知識が認められるか。
3	現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区の都市計画にかかわる現状を的確に認識しているか。 ・ 足立区の都市計画の課題につながる問題意識があるか。
4	創意工夫力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な都市計画の実現のために、創意工夫、自由な発想が感じられるか。 ・ その考えは、効果的かつ区民の生活全般に配慮されたものか。
5	積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の役割を認識し、委員として積極的に取り組む姿勢があるか。